議 会 運 営 委 員 会 記 録

令和８年９月30日（水）
開議　15 時 57 分
閉議　16 時 20 分
第　４ 委 員 会 室

出席者
〔委　員〕岡本委員長、小川副委員長、
今田委員、村木委員、大谷委員、沖田委員、足立委員、柳楽委員、
西田清久委員
〔議長団〕澁谷議長、笹田副議長
〔委員外議員〕森谷議員
〔執行部〕山根総務部長、末岡総務課長、森山総務管理係長
〔事務局〕下間局長、濱見次長、森井庶務係長

議　題

1　令和８年 12 月定例会議の会議予定について　資料１

2　令和８年９月定例会議の問題点や課題等について　資料２

3　浜田市議会基本条例の運用等について（検討結果）　資料３

4　令和８年熊本地震に対する義援金について　資料４
・義援金取扱いガイドラインについて

5　浜田市議会個人情報の保護に関する条例の一部改正について　資料５

6　その他

【別紙会議録のとおり】

【会議録】

〔　15 時 57 分　開議　〕

○岡本委員長

ただいまから議会運営委員会を開会する。出席委員は 9 名で定足数に達している。

1　令和 8 年 12 月定例会議の会議予定について

○岡本委員長

資料 1 を参照されたい。事務局から説明をお願いする。

○下間局長

資料 1 を参照されたい。11 月 2 日、4 日、5 日に、12 月定例会議前の 3 常任委員会が開催される。11 月 19 日木曜日の 14 時が一般質問の通告締切りである。11 月 17 日火曜日午前 10 時から全員協議会、11 月 24 日火曜日午前 10 時から議会運営委員会、同日の午後 1 時 30 分から議会広報広聴委員会を開催する予定である。

12 月 1 日火曜日から 12 月定例会議が開会となる。本会議終了後に全員協議会、その後 3 常任委員会を開催する。

12 月 2 日水曜日から 7 日月曜日まで、午前 10 時から一般質問である。8 日火曜日は午前 10 時から議案質疑である。9 日水曜日から 11 日金曜日まで、いずれも午前 10 時から 3 常任委員会を開催する。14 日月曜日は午前 10 時から予算決算委員会である。15 日火曜日は同委員会の予備日としている。16 日水曜日は休会とし、17 日木曜日は午前 10 時から本会議で採決、散会、そして本会議終了後に全員協議会、その後、議会運営委員会を開催する予定である。

○岡本委員長

会議予定について説明があった。ただいまの説明について質疑などはないか。

（　「なし」という声あり　）

ないようなので、執行部はここで退席するが、各委員から何かあるか。

（　「なし」という声あり　）

それでは、ここで執行部は退席となる。

（　執行部退席　）

2　令和 8 年 9 月定例会議の問題点や課題等について

○岡本委員長

資料 2 を参照されたい。これまでと同様に、今定例会議での問題点や課題等について意見を提出してもらい、12 月定例会議に向けて整理をしていきたいと思う。これまでと同様、1、一般質問について、2、議案質疑について、3、委員会審査について、4、請願・陳情について、5、その他、の 5 項目について各会派で意見をまとめてほしい。意見をもらった後、議会運営委員会を開催して協議をしていきたいと思う。

資料の 2 ページ目以降には、6 月定例会議での問題点や課題等の検討を受けて、9

月定例会議に向けて決定した事項のまとめを掲載している。こちらも参考にして、各会派からの意見の提出をお願いする。

様式は問わないが、メールやＬＩＮＥ　ＷＯＲＫＳなどデータでの提出をお願いする。後ほど事務局からＬＩＮＥ　ＷＯＲＫＳでの提出依頼を送付するので、よろしくお願いする。提出締切りについては、10 月 13 日火曜日としたいが、どうか。

（　「よし」という声あり　）

それでは、そのようにする。このことについて、各委員から確認しておきたいことはあるか。

〇澁谷議長

一般質問については活発な論戦を展開するようお願いしているが、現状は質問項目を 30 項目までと認めている。しかし、30 項目ではなかなか論戦にならないと思っており、これを 20 項目程度にして、1 問について 1 分半程度の論戦をお願いできないかと一つの案として考えている。

また、議案質疑について、1 議案に対して 20 項目、30 項目と出てくると、なかなか対応が難しいのが現実である。したがって、議案質疑についても 1 議案について 5 項目程度を上限とし、3 回で 15 回発言ができるということでどうか、会派に持ち帰って検討してほしい。

さらに、今回は予算決算委員会があったが、3 月には予算決算委員会が開催される。これについて、個人の持ち時間制にするか、会派でトータルの時間を計るか、あるいは 1 人の質問項目の上限をある程度決めないと、時間の読みができないと思っている。その点についても会派で議論してほしい。今までどおりで良いということであればそれで構わないので、議論をお願いする。

〇岡本委員長

ただいま議長から提案があった、一般質問の小項目数を 30 項目から 20 項目にすること、議案質疑について 1 議案 5 項目とすること、また、3 月の予算決算委員会における持ち時間や質問項目の上限などについても考慮した形で、各会派に持ち帰って検討してほしいとのことである。よろしくお願いする。

〇村木委員

先般あった事務事業評価については、この中のその他のところか。それとも委員会審査に含まれるか。

〇下間局長

その他でお願いする。

〇岡本委員長

それではよろしくお願いする。

3　浜田市議会基本条例の運用等について（検討結果）

〇岡本委員長

資料 3 を参照されたい。事務局から説明をお願いする。

〇下間局長

資料3を参照されたい。議会基本条例については、選挙後の任期開始後に、速やかにこの条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会において検討するものとするという見直し手続の規定があり、これまで検討をしてきた。

半年以上掛けて協議してきたが、正副委員長と相談し、ここで一旦検討結果としてまとめ、この見直し手続としての検討を終了してはどうかということで、資料をまとめたものである。なお、後で説明する「請願等に対する趣旨確認の機会について」は、引き続き試行実施をしていくものである。

1番目の検討の経過についてである。浜田市議会基本条例第25条第1項の規定に基づき、令和7年10月の一般選挙後、条例の見直しや目的が達成されているかどうかについて、令和7年11月21日から令和8年8月10日までの間、議会運営委員会において計10回の委員会を開催し、検討を行った。この間、各会派の意見を踏まえながら、条例の各条項について、現在の取組状況、制度の活用状況及び今後の運用について検討し、一部の検討事項「採択した請願及び陳情への対応」については、議員定数等議会活性化特別委員会における協議・検討を踏まえ、結論を得たところである。

2の検討に当たっての考え方については、1から4に記載のとおり、各会派から意見を出してもらった結果、現時点では条例の改正は行わないこととした。しかし、十分に活用されていない制度や運用方法について更なる整理が必要なものもあるため、現行条例の趣旨を踏まえた運用の改善・充実を図ることなどを検討したところである。

3の今後の対応については、今回の検討結果を全議員で共有し、それぞれの議員及び各委員会などが条例の趣旨を踏まえて議会活動を行うとともに、今回整理した運用について、その実施状況や効果を検証していくこととしている。

具体的な検討内容の部分を参照されたい。右側にはこれまで検討してきた結果を掲載しており、これについてはこれまでの議会運営委員会で提供したものと同じ内容である。一番最後に記載の「請願等に対する趣旨確認の機会について」は、9月に試行実施できればと考えていたが、委員会での要請がなかったため未実施である。ただ、12月以降も試行的に実施していく方向性で良いと考えている。

以上、まとめとしてこのような資料を作成した。本日で検討完了ということであれば、これら検討結果を市議会ホームページ等に掲載することとしたい。

〇岡本委員長

説明が終わった。昨年の11月から計10回の委員会にわたり協議・検討を行ってきたところである。会派から意見をもらい、協議をしていく中で、今回は条例改正はせず、現行の条例を踏まえ、十分運用していくことを主眼に検討してきたところである。「請願等に対する趣旨確認の機会について」は引き続き試行実施していくということで、改選後の見直し手続に関する議会基本条例の運用などについては検討完了としたいと思うが、皆どうか。

（　「よし」という声あり　）

それでは、そのようにする。今後も引き続き、必要に応じて協議していきたいと

思う。

4　令和８年熊本地震に対する義援金について

〇岡本委員長

先ほどの全員協議会であったとおり、皆からの義援金については、浜田市議会として九州市議会議長会の災害義援金口座へ送金している。協力についてお礼を言う。

続いて、義援金取扱いガイドラインについてである。資料４を参照されたい。

ガイドラインの案である。事前に見てもらっているかと思うが、前回の委員会でガイドラインの策定ということがあり、案を考えたところである。意見があればお願いする。

〇委員外議員（森谷議員）

ガイドラインの対象について、国内外と記載があるが、国外についてはどのような場合を想定しているのか。

〇下間局長

国外の実績として、トルコ地震の際に義援金を拠出した経過もある。毎回行うというわけではないが、国外も視野に入れることをガイドラインに記載している。最終的にはガイドラインにあるから必ず拠出するというわけではなく、その都度議会運営委員会を通して検討することになる。

〇岡本委員長

ほかにはないか。

（　「なし」という声あり　）

それでは、このとおり策定することとする。あくまでも基本的な考え方などということであり、実際に義援金を募る場合には金額なども含め、議会運営委員会で協議して進めていくのでよろしくお願いする。

事務局においては、今後、全議員が共有できるよう、ＳｉｄｅＢｏｏｋｓへの配信などをお願いする。

5　浜田市議会個人情報の保護に関する条例の一部改正について

〇岡本委員長

資料５を参照されたい。事務局から説明をお願いする。

〇森井庶務係長

資料５を参照されたい。まず１ページ目の提案条例説明資料である。初めに目的・理由について、このたびの改正は、個人情報の保護に関する法律が改正されたことに伴い、本市議会の条例についても法律と同様の改正を行おうとするものである。

次に改正の概要についてである。内容としては、職員などが保有個人情報を不正に提供などした際の罰則の強化となる。大きく２点ある。

１点目は対象行為の追加である。これまで罰則の対象は「不正な利益を図る目的」で提供した場合とされていたが、改正後はこれに「損害を加える目的」で提供した場

合が追加される。

2点目は法定刑の引上げである。現行の「1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金」から、「2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金」へと厳罰化される。

施行期日については、法律の施行日に合わせて令和9年1月17日としている。

2ページ目は新旧対照表を掲載している。

3ページ目は改正スケジュールである。本日9月30日の議会運営委員会において改正内容について説明を行っている。本日の委員会でこの方向で了承してもらえれば、10月から11月に掛けて松江地方検察庁との条例改正に関する事前協議を進めていく。これは条例中の罰則規定を改正する際には、事前に検察庁と協議を行う必要があるためである。また、並行して市の法令審査会での審査を受ける。

順調に進めば11月中旬から下旬頃に検察庁の協議などが終了するので、改めて議会運営委員会において改正条例案を提示する予定である。その後、12月定例会議において提案し、審議してもらう流れを想定している。

最後に4ページ目は、法改正に関する国の参考資料を抜粋して添付している。内容は先ほど提案条例説明資料で説明したとおりであり、今回の見直しの内容に準じて行うというものである。

〇岡本委員長

説明が終わった。上位法の改正によるものということで、12月定例会議において条例改正の提案をするとのことである。

このとおり、条例改正の準備を進めてもらうことで良いか。

（　「はい」という声あり　）

では、事務局においてはそのようにお願いする。

6　その他

〇岡本委員長

その他、各委員から何かあるか。

〇委員外議員（森谷議員）

先ほどの全員協議会において、議員政治倫理条例の逐条解説の中で「注意されたことに対するハラスメントの主張は対象外だ」と言われていたが、私の場合はやり返しではなく、一方的に注意され、一方的に質問されたことであり、これがパワーハラスメントに当たると認識している。議長の言うような理屈が成り立つのかということを、どこかで検討してほしい。議会運営委員会が検討の場だと思うのでお願いする。本来は政治倫理審査会かもしれないが、審査会は何か事案が起きたときでないと開かれないため、議会運営委員会で検討するしかないと思う。

私は注意されただけなので仕返しではない。議長が言った「仕返し的なものは駄目だ」という点について、一方的に注意された後、市の職員に「返事をしないではないか」などと言うのと同じことであり、パワーハラスメントになると思うので、理解ができるように説明してほしい。

また、逐条解説に書いてあること自体が他の法律に照らし合わせて適切な状態なのか、ローカルルールとしておかしなことになっていないかも併せて検討してほしい。

〇岡本委員長

ただいま意見が出た。検討も含めて理解した。議会運営委員会で検討してほしいとのことなので、議長とも相談の上、対応したいと思う。ほかに何かあるか。

（　「なし」という声あり　）

それでは、次回の議会運営委員会の日程を確認する。次回は、10 月 29 日木曜日の午前 10 時から全員協議会室にて開催する。

最後にお願いだが、本日の内容については必ず会派で共有するようお願いする。

以上で議会運営委員会を終了する。

〔　16 時 20 分　閉議　〕

浜田市議会委員会条例第 65 条の規定により、ここに委員会記録を作成する。

議会運営委員会委員長　　岡本　正友